

酒税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 輸出免税の適用のため、酒類が輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等に基づき帳簿に記載する際の当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。(第36条関係)
- 2 ウイスキー等に類似する一定のスピリッツについて、当該スピリッツを移出する際に承認を受けなければならないこととする。(第56条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)